

河川事業の評価手法に関する当面の検討事項

背景

河川事業の事業評価については、平成10年度より新規事業採択時評価及び事業中の再評価を実施し、平成15年度より事業完了後の事後評価を実施しているところであり、「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づき費用便益分析を実施するとともに、その他の事業効果や事業実施環境を加味した総合的な評価などを実施しているところである。

今般、これまでの事業評価の運用実績、新たな知見や最新データ、東日本大震災の被害の状況等を踏まえ、河川事業の評価手法の充実に係る検討を行う。

検討事項とスケジュール

	検討事項	本研究会での審議スケジュール				
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回以降
1. 評価全般に関する こと	(1-1) 計画段階評価 平成22年より試行されている計画段階評価の本格実施に向けて、試行結果を踏まえた実施要領細目を検討する。			・「実施要領細目(たたき台)」について		・「実施要領細目」について
	(1-2) 残事業の投資効率性が基準値を下回った場合の取扱い 河川整備計画等の一連の計画全体としては投資効率性が基準値を上回っているにもかかわらず整備手順等から残事業が基準値を下回るケースについての取扱いについて検討する。	・一連の事業(パッケージ)としての評価の考え方について				
2. 推計手法に関する こと	(2-1) これまで見込まれていない評価項目の定量的な評価手法 これまでの大規模な水害においては、多くの人命が失われるとともに、ライフラインの途絶、経済被害の波及等が発生した。貨幣換算の困難さ、便益の重複計上といった課題のため現時点での便益計上がなされていない評価項目のうち、定量化が可能であると考えられる項目について、定量的な推計手法を検討した。 また、これらの評価項目を流域における水害リスク評価へ活用すること等についても検討する。		・人的被害等の試算結果について	・「水害による被害推計の手引き(試行版)たたき台」について ・ライフライン等の被害推計の試算結果について	・「手引き(試行版)」について(前回からの修正事項) ・事業評価制度への導入案について	・地方整備局における試行結果の報告 ・試行結果を踏まえた「水害による被害推計の手引き」の策定 ・事業評価制度への具体的な導入方法の策定
	(2-2) 長期効用資産であることを踏まえた評価手法 堤防等の治水施設は適切な管理を行えば、実態上半永久的に効用を発現する資産であるにもかかわらず、社会的割引率を用いて現在価値化する現行の評価手法では、長期の効用が算定上極少となることから、治水施設そのものの性格に即した評価のあり方等について検討する。	・現行の評価手法と、耐用年数を超えて機能發揮している施設について				
3. データに関する こと	(3) 最新の水害データ等の反映(浸水深別の被害率) 現行の浸水深別被害率等(H5年～8年頃のデータに基づき算定)について、昨今の大規模水害等の新しいデータを追加して改定することを検討する。			・家屋の被害率の改定の考え方について	・水害統計への津波被害額の計上に向けた津波被害率の検討(家屋、家庭関連被害)	・津波被害率の暫定的な策定と、津波被害額の算出(事業所関連被害等を含めた全体) ・河川洪水の被害率の改定に向けて
4. その他	(4) その他		・会計検査からの意見と処置状況について			